

令和 7 年度

宝達志水町予算書

目 次

議案第 3 号	令和 7 年度宝達志水町一般会計予算	1
議案第 4 号	令和 7 年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	9
議案第 5 号	令和 7 年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算	1 5
議案第 6 号	令和 7 年度宝達志水町介護保険特別会計予算	2 1
議案第 7 号	令和 7 年度宝達志水町水道事業会計予算	2 7
議案第 8 号	令和 7 年度宝達志水町下水道事業会計予算	3 1
議案第 9 号	令和 7 年度宝達志水町病院事業会計予算	3 7

宝達志水町一般会計予算

議案第3号

令和7年度宝達志水町一般会計予算

令和7年度宝達志水町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		1,583,977
	1 町民税	624,210
	2 固定資産税	858,527
	3 軽自動車税	45,240
	4 町たばこ税	55,000
	5 入湯税	1,000
2 地方譲与税		77,428
	1 地方揮発油譲与税	15,600
	2 自動車重量譲与税	51,900
	4 森林環境譲与税	9,928
3 利子割交付金		1,400
	1 利子割交付金	1,400
4 配当割交付金		8,800
	1 配当割交付金	8,800
5 株式等譲渡所得割交付金		21,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	21,000
6 法人事業税交付金		29,400
	1 法人事業税交付金	29,400
7 地方消費税交付金		307,100
	1 地方消費税交付金	307,100
8 ゴルフ場利用税交付金		28,100
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,100
9 環境性能割交付金		13,600
	1 環境性能割交付金	13,600
10 地方特例交付金		6,200
	1 地方特例交付金	5,200
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1,000
11 地方交付税		3,382,000
	1 地方交付税	3,382,000
12 交通安全対策特別交付金		900
	1 交通安全対策特別交付金	900
13 分担金及び負担金		12,332
	2 負担金	12,332
	△ (分担金)	0
14 使用料及び手数料		46,336
	1 使用料	28,335
	2 手数料	18,001
15 国庫支出金		1,336,473
	1 国庫負担金	1,040,561
	2 国庫補助金	293,539
	3 委託金	2,373

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
16 県支出金		579,165
	1 県負担金	250,289
	2 県補助金	270,548
	3 委託金	58,328
17 財産収入		43,232
	1 財産運用収入	11,536
	2 財産売却収入	31,696
18 寄附金		1,502,112
	1 寄附金	1,502,112
19 繰入金		139,324
	1 基金繰入金	139,324
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		257,820
	1 延滞金・加算金及び過料	1,000
	2 町預金利子	132
	4 雑入	247,336
	5 受託事業収入	9,352
	△ (貸付金元利収入)	0
22 町債		1,413,300
	1 町債	1,413,300
歳 入 合 計		10,790,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		97,747
	1 議会費	97,747
2 総務費		2,088,207
	1 総務管理費	1,829,614
	2 徴税費	121,270
	3 戸籍住民基本台帳費	96,838
	4 選挙費	30,657
	5 統計調査費	8,878
	6 監査委員費	950
3 民生費		2,078,674
	1 社会福祉費	1,094,484
	2 児童福祉費	901,357
	3 災害救助費	82,833
4 衛生費		1,776,100
	1 保健衛生費	1,696,481
	2 清掃費	71,178
	3 上水道費	8,441
5 労働費		8,824
	1 労働諸費	8,824
6 農林水産業費		269,242
	1 農業費	240,573
	2 林業費	23,433
	3 水産業費	5,236
7 商工費		142,018
	1 商工費	142,018
8 土木費		1,171,835
	1 土木管理費	113,197
	2 道路橋りょう費	560,294
	3 河川費	3,038
	4 公園費	5,628
	5 下水道費	475,594
	6 住宅費	14,084
9 消防費		400,922
	1 消防費	400,922
10 教育費		800,844
	1 教育総務費	202,464
	2 小学校費	222,223
	3 中学校費	130,267
	4 社会教育費	152,752
	5 保健体育費	93,138
11 災害復旧費		1,034,715
	1 農林水産施設災害復旧費	6

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
	2 公共土木施設災害復旧費	1,017,360
	3 その他施設災害復旧費	17,349
12 公債費		900,872
	1 公債費	900,872
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		10,790,000

第2表 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営ほ場整備事業債	2,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、町財政その他の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
保育所施設改修事業債	79,600			
水道事業一般会計出資債	3,000			
羽咋病院施設整備債	8,800			
ごみ処理場建設事業債	551,900			
火葬場改修事業債	82,900			
道路橋りょう整備事業債	199,200			
除雪機械購入事業債	15,000			
消防施設整備事業債	40,100			
非常用電源整備事業債	1,900			
義務教育施設整備事業債 (小学校債)	22,100			
義務教育施設整備事業債 (中学校債)	8,300			
過年公共土木施設災害復旧債	343,000			
過年学校施設災害復旧債	700			
過年社会教育施設災害復旧債	5,000			
過疎地域持続的発展特別事業債	49,800			
合 計	1,413,300			

宝達志水町国民健康保険特別会計予算

議案第4号

令和7年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算

令和7年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,381,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		189,100
	1 国民健康保険税	189,100
3 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
5 県支出金		1,007,847
	2 県補助金	1,007,846
	3 財政安定化基金交付金	1
6 繰入金		181,665
	1 他会計繰入金	123,813
	2 基金繰入金	57,852
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2,507
	1 加算金・延滞金及び過料	2,200
	2 預金利子	302
	3 雑入	5
9 町債		1
	2 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		1,381,171

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		59,449
	1 総務管理費	58,901
	2 徴税費	366
	3 運営協議会費	182
2 保険給付費		975,619
	1 療養諸費	832,798
	2 高額医療費	140,090
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	1,501
	5 葬祭費	1,200
	6 傷病手当金	10
3 国民健康保険事業費納付金		322,764
	1 医療給付費分	236,952
	2 後期高齢者支援金等分	66,659
	3 介護納付金分	19,153
6 保健事業費		18,926
	1 保健事業費	18,926
7 基金積立金		302
	1 基金積立金	302
9 諸支出金		1,061
	1 償還金及び還付加算金	1,061
10 繰出金		3,050
	1 繰出金	3,050
△ (共同事業拠出金)		0
	△ (共同事業拠出金)	0
歳 出 合 計		1,381,171

宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号

令和7年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月27日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		201,975
	1 後期高齢者医療保険料	201,975
2 繰入金		79,928
	1 一般会計繰入金	79,928
3 諸収入		1,366
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,365
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		283,270

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,681
	1 総務管理費	1,193
	2 徴収費	4,488
2 後期高齢者医療広域連合納付金		276,224
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	276,224
3 諸支出金		1,365
	1 償還金及び還付加算金	1,365
歳 出 合 計		283,270

宝達志水町介護保険特別会計予算

議案第6号

令和7年度宝達志水町介護保険特別会計予算

令和7年度宝達志水町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,907,196千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		354,904
	1 介護保険料	354,904
2 国庫支出金		447,864
	1 国庫負担金	320,670
	2 国庫補助金	127,194
3 支払基金交付金		486,919
	1 支払基金交付金	486,919
4 県支出金		267,976
	1 県負担金	251,276
	2 県補助金	16,700
5 繰入金		349,178
	1 一般会計繰入金	292,133
	2 基金繰入金	57,045
6 諸収入		3
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	3 雑入	2
7 財産収入		351
	1 財産運用収入	351
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		1,907,196

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,053
	1 総務管理費	30,174
	2 徴収費	4,296
	3 介護認定審査会費	6,583
2 保険給付費		1,759,842
	1 介護サービス等諸費	1,633,013
	2 介護予防サービス等諸費	35,652
	3 高額介護サービス等費	33,325
	4 高額医療合算介護サービス等費	6,570
	5 その他諸費	1,132
3 地域支援事業費	6 特定入所者介護サービス等諸費	50,150
		105,650
	2 包括的支援事業任意事業費	58,473
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	37,756
	4 一般介護予防事業費	9,348
4 基金積立金	5 その他諸費	73
		351
5 諸支出金	1 基金積立金	351
		300
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	300
		300
歳 出 合 計		1,907,196

宝達志水町水道事業会計予算

議案第7号

令和7年度宝達志水町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度宝達志水町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	4,600戸
(2) 年間総給水量	1,083,000 m ³
(3) 1日平均給水量	2,967 m ³
(4) 主な建設改良費	
配水管布設替費	542,000千円
配水設備改良費	50,800千円
浄水施設改良費	24,500千円
取水施設改良費	24,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	339,500千円
第1項 営業収益	263,518千円
第2項 営業外収益	34,972千円
第3項 特別利益	41,010千円
支 出	
第1款 水道事業費用	462,302千円
第1項 営業費用	275,700千円
第2項 営業外費用	13,292千円
第3項 特別損失	173,310千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額166,849千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,450千円、当年度分損益勘定留保資金84,630千円、減債積立金19,769千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	578,000千円
第1項 企業債	280,000千円
第2項 補助金	12,000千円
第3項 工事負担金	283,000千円
第4項 出資金	3,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出	7 4 4, 8 4 9 千円
第 1 項 建設改良費	6 4 1, 3 9 8 千円
第 2 項 企業債償還金	1 0 3, 4 5 1 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 2 8 0, 0 0 0	証書借入	5. 0 %以内 ただし、利率の見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3 2, 1 8 2 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 水道事業の経営基盤強化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、8, 4 4 0 千円である。

2 下水道事業事務執行に要する経費として、下水道事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1, 1 9 0 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、7, 1 5 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

宝達志水町下水道事業会計予算

議案第8号

令和7年度宝達志水町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度宝達志水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水事業

① 排水戸数	8 6 0 戸
② 年間総処理水量	2 1 4, 9 8 5 m ³
③ 一日平均処理水量	5 8 9 m ³
④ 主要建設改良事業 施設更新対策	6 1 6, 0 0 0 千円

(2) 公共下水道事業

① 排水戸数	3, 0 2 5 戸
② 年間総処理水量	8 1 3, 9 5 0 m ³
③ 一日平均処理水量	2, 2 3 0 m ³
④ 主要建設改良事業 管路及び施設更新対策	1, 6 2 9, 4 0 0 千円

(3) 浄化槽事業

① 排水戸数	8 2 戸
② 年間総処理水量	1 1, 6 8 0 m ³
③ 一日平均処理水量	3 2 m ³
④ 主要建設改良事業 浄化槽設備工事	5, 6 0 0 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	3 4 2, 0 6 7 千円
第1項 営 業 収 益	4 8, 8 3 5 千円
第2項 営 業 外 収 益	1 1 1, 9 3 0 千円
第3項 特 別 利 益	1 8 1, 3 0 2 千円
第2款 公共下水道事業収益	7 3 6, 6 9 5 千円
第1項 営 業 収 益	1 7 3, 1 4 8 千円
第2項 営 業 外 収 益	4 2 1, 5 9 4 千円

第3項 特別利益	141,953千円
第3款 浄化槽事業収益	7,288千円
第1項 営業収益	2,230千円
第2項 営業外収益	5,056千円
第3項 特別利益	2千円
合 計	1,086,050千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	445,193千円
第1項 営業費用	127,692千円
第2項 営業外費用	12,184千円
第3項 特別損失	305,317千円
第2款 公共下水道事業費用	826,137千円
第1項 営業費用	451,911千円
第2項 営業外費用	54,267千円
第3項 特別損失	319,959千円
第3款 浄化槽事業費用	7,077千円
第1項 営業費用	6,503千円
第2項 営業外費用	564千円
第3項 特別損失	10千円
合 計	1,278,407千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額423,551千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,647千円、当年度分損益勘定留保資金338,904千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	655,029千円
第2項 補助金	386,348千円
第3項 企業債	241,400千円
第5項 他会計補助金	27,281千円
第2款 公共下水道事業資本的収入	1,838,605千円
第2項 補助金	931,360千円
第3項 企業債	802,500千円
第6項 他会計補助金	104,745千円

第3款 浄化槽事業資本的收入	5, 6 6 3 千円
第1項 受益者分担金	9 6 0 千円
第6項 他会計補助金	4, 7 0 3 千円
合 計	2, 4 9 9, 2 9 7 千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	7 2 8, 5 8 9 千円
第1項 建設改良費	6 1 6, 0 0 0 千円
第2項 企業債償還金	1 1 2, 5 8 9 千円
第2款 公共下水道事業資本的支出	2, 1 8 5, 7 9 7 千円
第1項 建設改良費	1, 6 3 9, 9 2 4 千円
第2項 企業債償還金	5 4 5, 5 7 3 千円
第3項 補助金返還金	3 0 0 千円
第3款 浄化槽事業資本的支出	8, 4 6 2 千円
第1項 建設改良費	5, 6 0 0 千円
第2項 企業債償還金	2, 8 6 2 千円
合 計	2, 9 2 2, 8 4 8 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 2 4 1, 4 0 0	証書借入	5. 0 %以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率	借入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上償還又は低 利に借り換えること ができる。
特定環境保全 公共下水道 事業	8 0 2, 5 0 0			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1 5 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	24,560千円
-------	----------

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の経営基盤の安定化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、475,589千円である。

令和7年2月27日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

宝達志水町病院事業会計予算

議案第9号

令和7年度宝達志水町病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度宝達志水町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------|----------------|---------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 43床、療養型病床 | 27床 |
| (2) 年間入院患者数 | 一般病床 | 12,808人、療養型病床 | 9,716人 |
| (3) 年間外来患者数 | | 47,348人(うち介護保険 | 3,192人) |
| (4) 一日平均入院患者数 | | 62人 | |
| (5) 一日平均外来患者数 | | 178人 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|-------------|
| 第1款 病院事業収益 | 1,335,498千円 |
| 第1項 医業収益 | 1,086,804千円 |
| 第2項 医業外収益 | 248,693千円 |
| 第3項 特別利益 | 1千円 |

支 出

- | | |
|------------|-------------|
| 第1款 病院事業費用 | 1,488,065千円 |
| 第1項 医業費用 | 1,480,021千円 |
| 第2項 医業外費用 | 8,034千円 |
| 第3項 特別損失 | 10千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59,610千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額329千円、過年度分損益勘定留保資金59,281千円で補填するものとする。)

収 入

- | | |
|-----------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 115,899千円 |
| 第1項 企 業 債 | 39,300千円 |
| 第2項 繰 入 金 | 76,598千円 |
| 第3項 寄 附 金 | 1千円 |

支 出

第 1 款 資本的支出	1 7 5 , 5 0 9 千円
第 1 項 建設改良費	5 1 , 7 3 8 千円
第 2 項 企業債償還金	1 1 5 , 7 6 1 千円
第 3 項 長期貸付金	8 , 0 0 0 千円
第 4 項 積立金	1 0 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器更新	39,300 千円	証書借入	5.0%以内 ただし利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率。	借入先の融資条件によ る。ただし、企業財政 その他の都合により繰 上償還または低利に借 り換えることができ る。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、1 5 0 , 0 0 0 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	9 2 3 , 8 8 1 千円
(2) 交 際 費	5 0 5 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 棚卸資産の購入限度額は、1 5 2 , 0 0 0 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 9 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器	外科用 X 線テレビシステム	1 式
医療機器	歯科用 X 線パノラマ装置	1 式
医療機器	散薬分包機	1 式
医療機器	全自動血液凝固測定装置	1 式

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

